

健康
だより

今年度最後の1回！追加健診のご案内。

☎ 健康推進課 国民健康保険係 ☎ 0967-62-2910

6月に町の住民健診(集団)を実施しました。この時に受診が難しかった方は下記の日程で追加健診を実施します。
集団での住民健診(がん検診も受診できる複合健診)は今年度最後の1回になります。未受診の方はこの機会にぜひ受診いただきますようお願いします。

期 日 令和8年10月18日(日曜日)

受付時間 午前7時30分～午前10時まで

場 所 色見生涯学習センター(旧色見小学校体育館)

受診にあたって…

- ① 問診票や料金表などの健診セットは、6月上旬頃に世帯主様に家族分をまとめて送付しているものをご利用ください。お手元がない場合は再発行ができますので、健康推進課 国民健康保険係までご連絡ください。
- ② 今年より問診票の記入がない場合は、記入後に受付番号札の配布となります。事前に自宅で記入のうえお越しください。
- ③ 子宮頸がん検診の実施はありませんのでご注意ください。
- ④ 旧小学校体育館での実施のため、スリッパ等ご準備のうえお越しください。

年金だより



年 金

年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

対象となる方

■老齢基礎年金を受給している方

以下の要件をすべて満たしている必要があります

- ・65歳以上である
- ・世帯員全員が市町村民税が非課税となっている
- ・年金収入額とその他所得額の合計が約93万円以下である

■障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

以下の要件を満たしている必要があります

- ・前年の所得額が約492万円以下である

請求手続き

- ① **新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方**
お受け取りの対象になる方には、日本年金機構から9月初旬頃から、請求可能な旨のお知らせを送付します。
同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)に記入し提出してください。**令和9年1月4日までに請求手続きが完了しますと、令和8年10月分からさかのぼって受け取ることができます。**
- ② **年金を受給しはじめる方**
年金の請求手続きと併せて年金事務所または市区町村で請求手続きをしてください。

請求手続きは
お早めに！

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

日本年金機構や厚生労働省から、電話でお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。

年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときには、お電話ください。

『給付金専用ダイヤル』

☎0570-05-4092(ナビダイヤル)

年金生活者支援給付金

検索

